

嘉麻市財政健全化計画
(平成19年度～23年度)

平成19年2月

嘉麻市

目 次

I. はじめに	1
II. 市財政の経緯と現状	1
(1) 歳入の状況	
(2) 歳出の状況	
III. 財政健全化計画について	2
(1) 基本的な考え方	
(2) 計画策定の目的	
(3) 計画期間及び会計単位	
IV. 計画策定の前提条件	3
(1) 歳入について	
(2) 歳出について	
V. 計画の効果を反映させた財政の見通しについて	7
(1) 行政改革を実施しなかった場合の財政見通し	
(2) 行政改革を実施した場合の財政見通し	
(3) 歳入の見通し	
(4) 歳出の見通し	
VI. おわりに	9

I. はじめに

我国の経済は、民間需要を中心に緩やかな回復を続けており、雇用情勢の改善や個人消費の活発化によって所得税や消費税が増収となるなど、財政環境は明るい兆しをみせています。しかしながら、地方での雇用情勢は厳しく個人消費も伸び悩むなど、未だ景気の回復を実感できる状況ではありません。一方、社会構造は少子高齢化の進行、団塊世代の大量退職時代の到来、そして人口減という大きな転換期を迎えています。

地方自治体を取り巻く環境は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入は回復傾向にありますが、バブル崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残額が累積しており公債費は依然高水準であるうえ社会保障関係経費が年々増加しています。

このようななか、国においては国庫補助負担金の削減と地方交付税の見直し、税源を地方に委譲する「三位一体の改革」を断行しました。その後、「歳入・歳出一体改革」を示し“徹底した政府のスリム化”“聖域なき歳出削減”などの改革を具体的内容及び時期を示さないまま掲げています。

このように、国の動向が不透明ななか、地方にあっては慢性的な不況感から脱することができず、いまだ地方を取り巻く経済環境は厳しいものがあります。

II. 市財政の経緯と現状

本市は、福岡県のほぼ中央に位置する嘉穂南部地区の山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町が合併し、新たに嘉麻市となりました。しかしながら、新市における財政構造は、一般財源に占める義務的負担割合（人件費、扶助費、公債費）の経常収支比率が111.3と高く、合併したものの依然として硬直化しており、非常事態にある本市の財政は更に悪化の度を深めています。

このような状況に対し、新たな対策を講じることなく現状を放置すれば、毎年度の予算編成に際し緊急避難的に財源対策を繰り返す綱渡りの財政運営も限界に達し、平成20年度には民間企業の倒産に当たる財政再建団体へ転落しかねません。

ひとたび財政再建団体に陥れば、財政運営は国の強力な管理指導下におかれ、地方分権時代にふさわしい、市民とのパートナーシップによる個性と魅力あふれる街づくりは望むべくもありません。また、無理なダイエットに必ず反動があるように、だれかに強要されるのではなく、自らが強固な意志を持って改革に取り組まなければ、財政の健全化を保ち続けることは困難です。

財政の健全化に近道はなく、地道に一步ずつ歩みを進めることが重要ですが、時として、身を切るような痛みを伴うことがあるかもしれません。しかし、痛みをひるんで現実から目を背けていたのではいずれ財政再建団体へ転落してしまいます。

慣れ親しんだ施策や事業を見直す財政の健全化への取組みは痛みを伴うに違いありません。しかしながら、成長社会から成熟社会への移行期にあって、市民生活をしっかり

りと守り、嘉麻市発展の基礎を作るため、また、急速に進行する少子長寿社会にあって、将来に負担を先送りすることのない安定的で持続可能な財政の確立をめざさなければいけません。

Ⅲ. 財政健全化計画について

(1). 基本的な考え方

- ①市民ニーズが多様化するなか、現行のサービスを維持するとともに、受益者負担の原則をもう一度見直し、継続可能な行政経営システムを構築します。
- ②市債残高が累増しない財政構造の確立を目指すため、市債発行額を必要最低限とし実質公債比率が13.0%を超えないように抑制します。
- ③財政構造の弾力性を高めるため、経常経費や補助費等の経費節減に努め、経常収支比率の改善を図り100.0以下を目指します。
- ④歳入財源の大きな増額が見込めないなか、限られた財源を効果的に活用するため、計画的な財政運営と事務事業の徹底的な見直しにより、行政評価システムを構築し、施策の選択（優先順位）と集中（重点化）を実施します。
- ⑤旧1市3町で重複する団体の整理・統廃合を行い、補助金支給の目的である公益性について第三者機関による審査を行うなど、一からの見直しを図ります。
- ⑥合併によるスケールメリットを最大限に生かすため、類似施設、利用率の低い施設や老朽化により多大な維持管理経費のかかる施設については、休止・廃止・統合の検討を行う。又、存続する施設についても、指定管理者制度等の導入により民間委託を積極的に推進します。

(2) 計画策定の目的

新市における財政健全化計画は、財政再建団体転落の回避を主目的とした財政危機からの脱却、そして将来の嘉麻市発展の基礎となる財政基盤の確立をめざし、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することによって、中期的な財政収支の見通しを立て、これを基に現在及び将来における問題点を捉え、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにするとともに、予算編成、執行及び日常の行政管理にあたっての指針とします。

本計画は、現在の経済情勢や、現行制度を前提として策定しました。これに、合併に伴う歳出削減効果、国・県による支援措置、合併特例事業等の合併による変動要因を考慮して算定しています。

しかしながら、景気の変動や国の税制改正に伴う市税収入の影響や地方財政対策など歳入面で不確定要素が多岐にわたり、正確な予測が困難なことから、将来の予算編成を拘束するものではありません。

(3). 計画期間及び会計単位

①計画期間

原則として平成19年度(予算額)を基準値として、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

②会計単位

一般会計を単位とし、歳入は財源別、歳出は性質別に試算しています。

IV. 計画策定の前提条件

(1) 歳入について

【自主財源】

①市税

基準年度の数値に人口減少率を加味しています。

課税客体の完全補足に努めるとともに、市税の徴収に関しては、口座振替の推進、書面や電話による督促及び臨戸訪問を行うなど、徴収率の向上に努め、悪質滞納者については滞納処分を行います。平成19年度から実施し、効果を20年度から見込んでいます。

②分担金及び負担金

受益者負担の公平性をめざし、平成19年度に見直しを行い平成20年度から改定を実施します。

③使用料及び手数料

受益者負担の公平性をめざし、平成19年度に見直しを行い平成20年度から改定を実施します。

④財産収入

財産運用収入は基準年度の数値で推移するものとしています。

⑤寄付金・繰越金

本計画において加味しないものとします。

⑥繰入金

かんがい施設維持管理基金及び霊園基金のみ基準年度の数値で推移していくものとしています。

⑦諸収入

基準年度の数値から、一時的な収入分を控除した額で推移していくものとしています。

【依存財源】

⑧地方譲与税

自動車重量譲与税・地方道路譲与税は基準年度の数値で推移していくものとしていきます。

⑨利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金

基準年度で推移していくものとしています。

⑩地方特例交付金

減税補てん特例交付金は平成19年度・20年度と段階的に減少し、平成21年度で廃止となり、児童手当特例交付金は平成19年度で4.5%減少し、以降その額で推移するものとしています。

⑪地方交付税

ア 普通交付税

基準年度より、毎年度2.5%ずつ減少することとし、合併補正、公債費算入額等を見込み推計しています。

イ 特別交付税

基準年度より、毎年度2.5%ずつ減少することとし、包括的財政支援措置を3ヶ年見込み推計しています。

⑫国・県支出金

基準年度の数値に、扶助費の増加に伴う交付額を加味し推計しています。

⑬地方債

臨時財政対策債は基準年度より2.5%ずつ減額し、基準造成に係る合併特例債を加味しています。

今後は、高めに推移している実質公債比率を13.0%以下にすることを目標として、投資的事業の抑制により借入額を最小限とします。

(2) 歳出について

【義務的経費】

①人件費

平成19年度から23年度までは、職員の自然減や議会議員の減少に伴う削減効果等を見込んでいます。退職者の補充は行わず、平成19年度は特別職給与のカット(市長・助役10%、教育長7%)、職員給与のカット、地域手当の廃止、管理職手当の20%カット、時間外手当は本俸の5%とすることを見込んでいます。

②扶助費

基準年度の数値に、高齢者人口の伸び率を加味しています。

③公債費

既存債の元利償還金に、後年度の新発債分の元利償還金を加味しています。

合併市町村の既発債に対する償還額に加え、合併特例債や新たな起債の借入れにかかる償還額を合算して見込んでいます。

道路改良や学校等の施設整備等の投資的事業に充当した市債で、それぞれ借入事業別に算出した額とし、一時借入金利子は平成19年度予算額をベースに計上しました。

【投資的経費】

④普通建設事業費・災害復旧事業費

投資的経費における一般財源所要額を、平成20年度以降は基準年度より約8%削減した数値で推移するものとしています。災害復旧事業費は計上していません。

【消費的経費】

⑤物件費

平成19年度において、公共施設の管理費、各種業務委託料等の大幅な見直しや需用費等の10%カットを実施。普通旅費についても、県内出張に伴う日当の廃止、市長・市議会議長交際費については約30%カット、臨時・嘱託職員賃金を5%カットしています。

一時的経費を除き、基準年度の数値で推移していくものとしています。

事務補助等の臨時職員については、随時減らしていき最終的には皆無とする。全ての事業を職員で対応できるよう事業及び機構の見直しを図って行きます。

各種施設の管理については、指定管理者制度の導入を行い、重複・類似する施設については、休止・廃止・統合の検討を行い平成19年度より効果を見込んでいます。

事務事業についても、事業内容の見直しをすることによって、平成19年度から削減効果を見込んでいます。

⑥維持補修費

重複及び類似する施設の休止・廃止・統合による効果を見込んでいます。

⑦補助費等

基準年度の数値に、一部事務組合の公債費にかかる負担金の増減分を加味し推移していくものとしています。又、平成19年度は、各種団体等への補助金や負担金で、義務的な補助金等を除き任意団体への補助金は一律10%カットしています。

【その他の経費】

⑧積立金

積立金は合併特例債基金造成を基準年度及び平成19・20年度で各年度8億6千万円積み立てることを加味しています。

⑨投資及び出資金、貸付金

基準年度の数値で推移していくものとしています。

⑩繰出金

基準年度の数値で推移していくものとしています。

国民健康保険・老人保健・介護保険など事業会計のほか、水道事業への法定的な繰出金を見込んでいます。

⑪投資及び出資金、貸付金

基準年度の数値で推移していくものとしています。

V. 計画の効果を反映させた財政の見通しについて

(1) 財政健全化計画を実施しなかった場合の財政見通し

財政見通し表

<歳入>

(単位：百万円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
地 方 税	2,895	2,874	2,851	2,829	2,805
地 方 譲 与 税	229	229	229	229	229
利 子 割 交 付 金	19	19	19	19	19
配 当 割 交 付 金	8	8	8	8	8
株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	14	14	14	14	14
地 方 消 費 税 交 付 金	369	369	369	369	369
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5	5	5	5	5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	153	153	153	153	153
地 方 特 例 交 付 金	45	33	22	22	22
地 方 交 付 税	10,557	10,219	9,921	9,615	9,250
交 通 安 全 交 付 金	10	10	10	10	10
分 担 金 ・ 負 担 金	45	45	45	45	45
使 用 料 ・ 手 数 料	884	884	884	884	884
国 庫 支 出 金	4,335	4,356	4,377	4,397	4,417
県 支 出 金	1,027	1,038	1,048	1,058	1,069
財 産 収 入	138	138	138	138	138
寄 付 金	0	0	0	0	0
繰 入 金	18	18	18	18	18
繰 越 金	0	0	0	0	0
諸 収 入	270	270	270	270	270
地 方 債	1,454	1,438	602	587	572
計	22,475	22,120	20,983	20,670	20,297

<歳出>

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
人 件 費	4,365	4,299	4,168	3,994	3,881
扶 助 費	7,119	7,162	7,203	7,243	7,284
公 債 費	3,761	3,770	3,728	3,475	3,076
物 件 費	2,864	2,864	2,864	2,864	2,864
維 持 補 修 費	124	124	124	124	124
補 助 費 等	2,235	2,253	2,274	2,272	2,272
積 立 金	893	893	30	30	30
投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	53	53	53	53	53
繰 出 金	1,839	1,839	1,839	1,839	1,839
投 資 的 経 費	315	315	315	315	315
計	23,568	23,572	22,598	22,209	21,738

歳 入 歳 出 差 引	▲ 1,093	▲ 1,452	▲ 1,615	▲ 1,539	▲ 1,441
-------------	---------	---------	---------	---------	---------

累 積 赤 字 額	▲ 1,093	▲ 2,545	▲ 4,160	▲ 5,699	▲ 7,140
-----------	---------	---------	---------	---------	---------

(2) 財政健全化計画を実施した場合の財政見通し

財政見通し表

<歳入>

(単位：百万円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
地 方 税	2,895	2,889	2,887	2,900	2,875
地 方 譲 与 税	229	229	229	229	229
利 子 割 交 付 金	19	19	19	19	19
配 当 割 交 付 金	8	8	8	8	8
株 式 譲 渡 所 得 割 交 付 金	14	14	14	14	14
地 方 消 費 税 交 付 金	369	369	369	369	369
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5	5	5	5	5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	153	153	153	153	153
地 方 特 例 交 付 金	45	33	22	22	22
地 方 交 付 税	10,557	10,219	9,921	9,615	9,250
交 通 安 全 交 付 金	10	10	10	10	10
分 担 金 ・ 負 担 金	45	59	59	59	59
使 用 料 ・ 手 数 料	884	924	976	987	987
国 庫 支 出 金	4,335	4,356	4,377	4,397	4,417
県 支 出 金	1,027	1,038	1,048	1,058	1,069
財 産 収 入	138	138	138	138	138
寄 付 金	0	0	0	0	0
繰 入 金	18	18	18	18	18
繰 越 金	0	0	0	0	0
諸 収 入	271	284	284	286	286
地 方 債	1,454	1,438	602	587	572
計	22,476	22,203	21,139	20,874	20,500

<歳出>

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
人 件 費	4,074	3,875	3,633	3,369	3,255
扶 助 費	7,072	7,107	6,871	6,911	6,952
公 債 費	3,761	3,770	3,728	3,475	3,076
物 件 費	2,863	2,788	2,837	2,803	2,803
維 持 補 修 費	124	123	121	121	121
補 助 費 等	2,235	2,135	2,117	2,115	2,115
積 立 金	893	893	30	30	30
投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	53	53	53	53	53
繰 出 金	1,839	1,820	1,801	1,770	1,770
投 資 的 経 費	315	290	290	290	290
計	23,229	22,854	21,481	20,937	20,465

歳 入 歳 出 差 引	▲ 753	▲ 651	▲ 342	▲ 63	35
-------------	-------	-------	-------	------	----

累 積 赤 字 額	▲ 753	▲ 1,404	▲ 1,746	▲ 1,809	▲ 1,774
-----------	-------	---------	---------	---------	---------

(3) 歳入の見通し

わが国を取り巻く経済情勢は、好調な米国・中国経済を背景とした外需を追い風としたなかで、民間企業はリストラなどで財務体質を改善し、企業業績の回復を果たしたことにより法人税の大幅な増加が見込まれています。

しかし、景気回復の中で給料の伸びは低く抑えられ、家計への恩恵は得られることがなく、好景気感との乖離が見られ、特に地方にあってはその影響が顕著になっています。

市内には企業は少なく景気回復の波及も遅れていることから、法人税についての伸びは急激、且つ大幅な増加は望めません。

市民税についても、三位一体改革による国からの税源移譲や定率減税の廃止などによって増収見込みはあるものの、所得譲与税の廃止、「歳入・歳出一体改革」による総額抑制の影響により、地方交付税の算定方法の見直し（一本算定）等により、地方交付税は大きく削減の方向へと動いています。

また、少子高齢化や過疎化現象により人口の減少に歯止めがかからず、収入の大半を地方交付税に頼っている現状では、歳入の増加要因は乏しく毎年度大幅に減少していくものと推測されます。

(4) 歳出の見通し

合併に伴うスケールメリットを最大限に活用し、機構の見直し等による人件費の削減、重複・類似施設の休止及び統廃合、重複事業の集約化や地方債の抑制、公債費についても平成20年にピークを迎える等削減の見込みはあるものの、少子高齢化や団塊世代の大量の定年退職により、医療費や扶助費などの財政負担を伴う社会保障関係費の伸びが予想以上に大きく膨らみつつあります。今後は、これらの財政負担が歳出削減の大きな足枷になることが予測されます。

VI. おわりに

旧産炭地やこれといった基幹産業のない地方都市にあって、もとより財政基盤は弱い市町の合併であった。

今後は、合併によるスケールメリットを最大限に生かし、行財政改革を推し進めていくなか、財政健全化計画に基づき歳入の確保とその歳入に見合った歳出構造へと転換することによって、将来的にわたって継続的に安定した行財政運営を確立していかなければなりません。

この計画の実施により、行政関与の範囲、受益と負担の公平性など、いままでの行政運営のあり方を抜本的に見直すこととなります。これによって住民と行政が適切な役割分担のもと、事業の集約・効率化を推し進めることにより質の高い行政システムの構築が図れます。

今後は、この計画に基づき、節度ある財政運営を心掛け市民の協力と理解を得ながら、全庁あげて全職員が一丸となって財政健全化に挑まなければなりません。